

同等品で対応される場合の手続きについて

入札内訳書に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む）」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品目（以下、「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品確認申請を行って下さい。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能等が例示品と同等以上であるものをいいます。

2 同等品審査の方法

同等品確認申請を行おうとされる方は、指定する日時までに、「同等品確認申請書」（別添）に、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して、会計隊契約班へ提出して下さい。

3 同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された「同等品確認申請書」については、同申請書の「判定等」欄に、可否の審査結果を記入したものを返送（郵送、FAX、メール及び手交）することにより通知致します。

なお、審査結果が指定期日までに届かない場合は、会計小隊までお問い合わせ願います。